

議案参考資料

[令和元年第2回定例会(6月)]

[担当課(室)係]

長寿支援課 介護管理給付係

議案名

議案第36号 桐生市介護保険条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者の第1号保険料の軽減を強化するため、所要の改正を行おうとするものです。

概要

所得段階が、第1段階から第3段階までの令和元年度における第1号保険料を、次のとおり軽減します。

段階	対象者	第1号保険料の額(年額)	
		現行 (H30年 4月～)	改正案 (R元年 4月～)
第1段階	<ul style="list-style-type: none">生活保護受給者世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	35,600円	29,700円
第2段階	<ul style="list-style-type: none">世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	55,400円	47,500円
第3段階	<ul style="list-style-type: none">世帯全員が市民税非課税で、上記以外の人	59,400円	57,400円

(第4段階～第14段階は軽減なし)

(施行期日：公布の日)

背景・経過

平成27年4月から、消費税を財源に公費を投入して低所得者の保険料の軽減を実施していますが、平成31年3月29日に介護保険法施行令が一部改正され同年4月1日に施行されたことにより、令和元年10月の消費税率10%への引上げに合わせて更に軽減強化を行うものです。